

相模原市農業委員会第24回会議議事録

開 会 日 時 令和3年2月26日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和3年2月26日 午後2時57分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		市川忠孝		藤村達人
2	八木拓美		小林康史		高橋三行
	關山富雄		齋藤憲一		天野明
4	古木清		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健	14	金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 15名

欠席委員 3名(2番八木拓美委員、4番古木清委員、14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 鈴木和夫 松浦毅 濱端雄高 中山隆司 齊藤綾子
加藤敬

議事録署名人 議長

議席7番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第 1 1 回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第 7 0 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 7 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
5	議案第 7 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
6	議案第 7 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
7	議案第 7 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 7 5 号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第 7 6 号	農用地利用集積計画の決定について
1 0	議案第 7 7 号	農用地利用配分計画の作成について
1 1	報告第 6 2 号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
1 2	報告第 6 3 号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第 6 4 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 4	報告第 6 5 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b 会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第24回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、2番八木拓美委員、4番古木清委員、14番金井睦委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、7番渋谷利雄委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第11回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第11回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から補足をさせていただきます。

会務報告書の「相模原市耕作放棄地対策協議会第2回総会の書面開催の結果」について、補足をさせていただきます。

これも平成22年から、市の協議会として、農業委員会、農政課で取り組んできている事業でございますけれども、昨年度は台風の影響等もございまして実施できなかったんですが、本年度の計画等につきまして、議題とさせていただいております。総会の議題といたしましては、令和2年度の事業計画と収支予算の変更についてでありまして、今年度の耕作放棄地再生事業の候補地を決めるために、書面開催をさせていただきました。事業につきましては、中央区田名の農地、約2反を再生する内容で承認をいただいております。これを受けて、田名の圃場の再生を図って、農地の利用につなげていくということになります。

以上でございます。

議長（八木会長）

今、次長から報告をいただきました。ほかに何かありましたら、よろしいでしょうか。

16番（藤村委員）

今の件ですけれども、よろしいですか。田名で2反ということで、結構なことですが、実施主体はどこになるのでしょうか。

事務局（鈴木次長）

今申し上げましたとおり相模原市耕作放棄地対策協議会でございます。

16番（藤村委員）

分かりました。実際の作業人というか、作業はどういうふうにするのでしょうか。

事務局（鈴木次長）

事業については、場所が決まっておりますので、事業者を選考して、事業を着手して、農協さんの介入の下、農地の再利用を図っていくということになります。なお、事業費につきましては、これまでは県の補助が半分、市の補助が半分で、事業を実施してまいりましたが、協議会が市から事業費の2分の1の補助を受け、残りの2分の1を所有者が負担することになります。

16番（藤村委員）

了解しました。

6番（阿部委員）

ちょっと、いいですか。今の件ですが、相模原市農協、つくい農協や何人かの推進委

員さんから、こういう場所が荒廃している、何とかならないかというお話も前からいただいています。そうした中で場所を選定したわけですが、これは相手があることなんです。地権者で了解がもらえない限り、この事業も進められません。そうした中で、条件が整いそうだとするところを二、三当たりまして、田名西部の場所ですが、2反ちょっとですね、この面積のところは、今、草ぼうぼうで枯れ草の状態ですが、利用状況調査でCのランクであったところです。そこのところを、地権者はたまに草刈りをやっているということですが、近隣の農地からも、なかなか困るよという話もあったということで、地権者もそこに住んでいないということもあって、除草も含めて管理ができていない。そういう場所で、地権者と話をした結果、事業を行うことを理解してもらえということで、農地を貸していきたいということもありまして、新規就農者へつなげていくということまで了解がいただけたところです。当面、相模原市農協でトウモロコシを作付しようかということで、今年の7月頃から収穫予定という話も聞いています。そういうところまで話が進んでいて、その翌年以降は新規就農者へつなげていくということを考えて進めていきます。事業としては、そこをハンマーナイフモアで除草をして、その後、大型のトラクター等で耕うんをする。そういう状況から初めていこうと、こんな状況でいます。

補足ですが、以上でございます。

16番(藤村委員)

よく分かりました。なかなかいい話で、ありがとうございました。

議長(八木会長)

ほかによろしいでしょうか。

議長(八木会長)

それでは、以上で「会務報告」及び「第11回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第70号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13及び3-1012から3-1013は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年2月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-13について説明します。收受番号3-13は、座間市に住む譲渡人の所有する農地を、南区新戸に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、新戸の田、1筆、991㎡です。今後の作付は水稻を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地33筆、20,676.99㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が365日、譲受人の妻が170日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは、続きまして、津久井事務所管内の2件について御説明いたします。2ページから6ページを御覧ください。

まず、收受番号3-1012は、緑区青根に住む譲受人が、緑区中野に住む譲渡人の所有である隣接地の営農を継続するために所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料、現地写真が8枚あります、こちらを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、青根の畑、12筆、4,728㎡です。今後の作付は、梅、山芋、フキ等、露地野菜の栽培を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地13筆、4,790㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、收受番号3-1013は、緑区鳥屋に住む譲受人が、リニア中央新幹線建設に伴う農地の収用に伴い、東京都多摩市に住む譲渡人の所有する農地を、その代替

地として取得し、営農を継続するために所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、鳥屋の畑、6筆、1,472.83㎡です。今後の作付は、キュウリ、大根等、露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件につきましては、経営農地13筆、7,381㎡全て適切に管理されていることを確認しており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3 - 13については、南区担当委員さん、お願いいたします。

1番（西山委員）

今回の譲受人は、酪農、水稻、露地野菜等、農業に従事されています。水稻は1ヘクタールやっており、ここで10アール増えても、何ら問題ありません。また、農協の理事をやり、農業歴は35年ですので、何ら問題はないと思います。よろしく御審議いただきたいと思います。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号3 - 1012については、津久井地区担当の八木拓美委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。

八木委員より、2月23日に現地確認をしたところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

次に、收受番号3 - 1013については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

2月22日に現地調査しました。場所は鳥居原ふれあいの館の前のところになります。南向きのとてもいい畑だと思います。理由については、先ほど事務局の話にあったように、リニアの代替ということで取得するという事です。よろしく御審議ください。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第70号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第71号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-14から3-16は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年2月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号3-14から3-16は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。案内図は4ページを御覧ください。申請地はいずれも南区大島の畑で、合計3筆、938㎡です。今回の申請では、トンネルは地表面から下38.60mから39.09mを通過します。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、役員会でも出ましたけれども、改めて、この工法についての御説明をさせていただきます。

区分地上権につきましては、12月の審議でも御説明をさせていただきましたけれども、地表からトンネルの上部までが38mになります。区分地上権の範囲については、縦がトンネルの上部5mのところ、地表からは33mのところとなりますが、ここから25mまでのところが範囲になって、横は19.7mになります。トンネル自体の幅は14mぐらい、縦は18m程度になります。3案件ありますけど、3案件で若干、何十cmかの違いはあります。今回はナトム工法で、トンネルの下部はレールから数mのところまでとなります。前回審議いただいたものについては、シールド工法でトンネルの下側が円形になっており、地上から16mのところはトンネルの上部でした。地質によって工事の施工方法が違います。今回のナトム工法というのは、昔からやっている工法かなと思いますけど、岩盤を完全に掘ったりして土を出していくもので、前回のシールド工法は、シールドマシンで抜いていく工法なので、工事の仕方が違うのと、土地によってトンネルの形や高さが違うということでございます。趣旨としては、リニアのトンネルを掘るための区分地上権の設定ということで変わりはありません。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は、地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）
よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）
それでは、採決をさせていただきます。
議案第71号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）
御異議なしと認めます。
よって日程4議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第72号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（中山副主幹）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-13から4-14及び4-1006は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年2月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

收受番号4-13は、申請人が所有する上溝の農地、1筆、330㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、近隣の部品製造業者からの要望により、従業員駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック積み2段から3段で土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は袋沢公園の北西約380mです。

続きまして、收受番号4-14は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、1,005㎡を資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、隣接地を利用する建設業者からの要望により、資材置場、駐車場の敷地拡張として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板高さ2,500mmを設置し、それ以外は既設万能鋼板を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は下溝十三ノ原公園の北約120mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所の1件について御説明いたします。同じく10ページを御覧ください。

收受番号4-1006は、申請人が所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、996㎡を、道路位置指定申請による宅地造成として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、鳥屋に設置されるリニア中央新幹線の車両基地の移転者から、その代替地として求められたことから、申請人が自己所有の農地について、宅地を3区画、造成するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、コンクリートブロック2、3段積みを設置し、雨水については、雨水浸透施設を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地

は三ヶ木バスターミナルの南約140mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

私から補足をさせていただきます。

まず、4-13についてでございますが、自動車等の部品のデザインや製造、販売事業を営む事業者によりまして、普通車10台分のスペースを確保するものでございます。

次の4-14につきましては、隣接地の建設事業者の敷地拡張によりまして、バリケードやベニヤ板、型枠などの資材と普通車7台分のスペースを確保するものです。

最後に、4-1006につきましては3区画の宅地造成でございますけれども、購入者の見込みは立っているということを申請者から確認を受けています。

以上です。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-13については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

2月21日に現地を見てきました。現況としましては、畑として耕作している様子はないような状態です。事務局の説明にもありましたけれども、駐車場ということで、その周りはブロック3段積みということで、周辺の畑への影響は少ないのかなと思います。区画も、きちんと杭が打っていきまして、明確になっています。車両の出入口ですけれども、前は市道で7mぐらいの幅はありますので、自家用車でしたら、全然、問題ないかと思えます。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-14については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

22日の午後、現地を見てまいりました。場所的には、農地については不耕作となっておりますが、現地を見た結果、直近まで耕作されていたように見えるくらいに管理されておりました。資材置場、駐車場ということで、周りを囲むのに2m50cmということ、万能鋼板は2mで、下はブロック2段積みぐらいだと思えますけど、隣も資材置場があるんですけども、すっきりして、そこも2mでやってありましたね。ですから、見た感じ、すごくすっきりしていきまして、環境的には特に問題ないような気もいたします。それから、道路の幅も、メイン道路は8m、側道は6mということで、かなり広くなっておりますので、特に問題ないと思えます。御審議のほど、よろしく願います。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-1006については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

2月21日に現地調査いたしました。事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思います。案内図を見ても分かりますように、申請地の左右は住宅と駐車場になってしまっていますので、何ら問題ないと思います。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第72号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 7 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 7 3 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、11 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 7 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号 5 - 1 0 0 1 は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更する相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 3 年 2 月 2 6 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12 ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号 5 - 1 0 0 1 について御説明いたします。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。本案件は、令和 3 年 1 月 4 日付で自己住宅として転用許可を受けた農地について、事業計画の変更を行うものです。変更する箇所は転用者の部分です。変更理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用地の所有者が妻となっており、当初の許可では夫の名義でしたが、代替地の所有者も妻名義でないと収用に該当しなくなることから、妻を承継者として変更するものです。農地区分は第 2 種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック 2、3 段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は向原南公園の南西約 9 3 0 m です。なお、本事業の工事は未着手であり、この後の議案第 7 4 号転用許可申請收受番号 5 - 1 0 4 7 で、別途、転用許可を御審議いただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は、事業承継による事業計画変更です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第73号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程6 議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第74号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第74号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1047から5-1052は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年2月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから16ページを御覧ください。

初めに、收受番号5-1047は、譲受人が、譲渡人の所有する緑区小倉の農地、1筆、299㎡の所有権移転を受け、自己住宅に転用するための申請です。なお、本案件は議案第73号の事業計画変更により、譲受人を収用地の所有者に変更して申請を受け付けたものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請理由といたしましては、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周にコンクリートブロック2、3段積みを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は向原南公園の南西約930mです。なお、本申請は都市計画法の開発許可は済んでおります。

続きまして、收受番号5-1048は、借受人の澤田興業株式会社が、貸出人の所有する緑区青山の農地、2筆、416㎡を賃借権の設定により借受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、敷地の外周に鋼板高さ40cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は津久井中央小学校の南約390mです。

続きまして、收受番号5-1049は、譲受人が、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、2筆、1,945㎡を所有権の移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、譲受人は個人事業主として解体工事業を営んでおり、現在賃借している駐車場及び資材置場が手狭なため、返却し、新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ50cmを設置し、雨水については、浸透柵及び浸透トレンチを設置する計画です。申請地は広田小学校の北西約1,140mです。

次に、收受番号5 - 1050は、譲受人の有限会社神津土地が、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、4筆、908㎡の所有権を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地として、リニア中央新幹線車両基地の代替地として販売する計画をしているための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出防止等を兼ね、宅地の外周にコンクリートブロック1段から3段を設置し、雨水については、浸透トレンチを設置する計画です。申請地は鳥屋児童保育園の南西約1,000mです。

続きまして、收受番号5 - 1051は、譲受人の慈眼寺が、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、806㎡の所有権移転を受け、墓地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、令和元年東日本台風により被災した墓地の災害復旧用地とするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートの擁壁1.1mから2.2mを設置し、雨水については、緑地帯の設置による敷地内浸透とする計画です。申請地はJR相模湖駅の北西約360mです。

続きまして、收受番号5 - 1052は、借受人が貸出人の所有する緑区青根の農地、1筆、151㎡に使用貸借権を設定し、敷地拡張のため転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、自己住宅の敷地が手狭であり、敷地を拡張するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、波板鋼板高さ10cmを設置し、雨水については、U字溝及び浸透柵を設置する計画です。申請地は青根診療所の南西約770mです。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、私から補足をさせていただきます。

14ページの5 - 1047につきましては、所長から議案の説明をさせていただきましたけれども、12月の総会を経て許可した案件について、収用の土地及び収用先の土地の名義が夫ではなく妻に変更となったので、事業計画を変更して、改めて、ここで妻名義で申請書の提出を受けているものでございます。内容については、前回の許可内容と変わりはありません。

次に、5 - 1048につきましては、案内図の9ページを御覧いただきたいと思いますが、2つに分かれておりまして、大きいほうは砂利等の資材になります。小さいほうに重機を置く計画となっております。なお、大きいほうの右側に家屋がございますけれども、現在、居住はしていない状況です。

続いて、15ページの5 - 1049につきましては、解体した設備備品を一時的に保管するコンテナのほか、自動車7台分の計画となっております。案内図の10ページでは、当該地の上に黒く境川が通っておりますけれども、特定都市河川浸水被害対策法の規定によりまして、雨水浸透阻害行為許可申請を行っておりまして、浸透柵、浸透トレンチを設置する計画としております。

16ページの5-1051につきましては、案内図の12ページを御覧いただきたいと思いますが、対象地の左側にお墓がありますけれども、ちょうど案内図から切れた周辺に墓地がありまして、これが東日本台風で被災を受けて、墓地が崩落したことから代替地とするものです。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1047及び5-1049については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

5-1047については、名義の変更ですから、特に説明することはございません。

5-1049について御説明いたします。2月20日に現地調査をしました。この場所は危惧する点がございます、まず1点は、土地利用の計画図を見させていただいたんですけど、案内図の10ページを御覧いただくと、ここに鍛冶谷相模原線という道路が通っておりまして、今回の場所のそばに神奈中のバス停があったり、先ほど鈴木次長が御説明された境川のところに川境橋という橋があるんですけど、この橋が非常に狭い。それで、ちょうど今回の計画されている図面の場所のところに横断歩道がある。それから、ちょうど道の縁のところが、お地蔵さんの小屋というんですかね、昔からあるんですね。ここが図面から見ると出入口の場所になっておりまして、歩道が少し広がっているような場所ですけど、ちょうど図面の上に向かって、こっちの手前のところにこの計画のところが入る、出入口が計画されているんですけど、橋が狭くて、道路の交通もかなりある場所で、トラックが高尾側、先のほうは高尾になるんですが、来たところで、この橋のところの手前で全部、止まって待っていなければいけない、そういう危険の多い、交通的にも、そのような場所なんですね。それで、先ほどの事務局の説明のように、壁の鋼板というのは50cmということで非常に低くて、コンテナを置くようなところなので、中で部品の解体を常に行っているというわけではないのかという判断はしておるんですけど、非常に問題が多い、交通の便等を含めて、ちょっと危険な場所なので、津久井事務所から、出入口の関係で問題があるので危惧する点をクリアした状態でやってほしいということを既に代理人に電話をして、よく分かっていますというお話はいただいているような状況でございます。申請地の手前側のところに畑があるんですけど、これはちょうど南側に相当するので、日照権も問題ありません。先ほども言ったように、この一帯は手前から500mにかけて、大体8か所くらい我々農業委員が資材置場として転用を許可をしたような場所があるんですけど、資材置場通りという感じですね。今回の危険な点を十分クリアするように申し上げていかないとまずい場所だなということを感じました。

以上です。御審議のほど、お願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5-1048及び5-1050については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

2月22日、現地調査をしてきました。

まず、5 - 1048ですけれど、9ページの図面にあるとおり、真ん中に走っているのが国道412号線、車で10分はかからないと思いますが、この先が相模湖に曲がる場所の三ヶ木の交差点になります。現地は、この黒く塗られたところは国道とほぼ同じ高さなので、いろいろな面で、特に問題はないかなと思います。真ん中の白いのは奥のお家の進入路となっております。

次に、5 - 1050ですけれども、先ほど事務局の説明にありまして、リニアの代替地と考えられているようです。場所は、鳥屋の一番奥になりますけど、神奈川国体で馬術競技が行われた馬術場が南にありまして、日当たりはとてもいいところなので、住むには全く問題ないところだと。周りはほとんど山なので、影響も全くありません。

御審議よろしくお願いたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1051については、相模湖地区担当委員さん、お願いたします。

5番（江藤委員）

2月24日に現地調査に行ってきました。今回、崩落したお墓の代替地ということですが、このお寺の周辺は、ほとんどお墓がいっぱいできているんですね。それで、この辺もかなり傾斜地で、土地も狭くて、代替地を見つけることは、なかなか難しいと思います。今回の申請地は、お墓のすぐ下にありまして、ここが一番妥当ではないかと思ひます。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1052については、津久井地区担当の八木拓美委員にお願するところですが、本日、欠席しております。

八木委員より、2月23日に現地確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

以上です。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第74号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7 議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 75 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 75 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、17 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 75 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 185 及び 2 - 1089 から 2 - 1092 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 2 月 26 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 185 は、地権者と耕作者との相対での解除条件付賃貸借の利用権設定をするものです。案内図は 14 ページを御覧ください。契約期間は 2 年 10 か月、筆数は 1 筆、面積は 1,816 m²です。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松浦所長）

それでは、18 ページ、19 ページを御覧ください。津久井事務所管内の 4 件について御説明いたします。

まず、整理番号 2 - 1089 及び 2 - 1090 は、新規就農に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は 15 ページから 17 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 10 か月、件数は 2 件、5 筆、面積は 2,436 m²でございます。

続いて、整理番号 2 - 1091 及び 2 - 1092 は、解除条件付法人の新規参入に伴い、新たに利用権を設定するものです。案内図は 18 ページを御覧ください。契約期間は 2 年 10 か月、件数は 2 件、2 筆、面積は 1,082 m²です。

以上で説明を終わります。

事務局（鈴木次長）

それでは、補足をさせていただきます。

18 ページの 2 - 185 につきましてです。借受人の解除条件付として新たに参入するもので、当法人につきましては、就労困難な方や生活困窮者への自立支援に取り組んでいる法人です。作付は、農業指導者をつけまして、白菜、ホウレンソウ、大根、コマツナを予定しておりまして、今後、ジャガイモ、ブロッコリー等も増やしていくという考えでございます。収穫後は、同法人が困窮者支援のために運営しています飲食店、市内に 2 店舗になりますけれども、そこで食材として活用することと、直売所で販売や J A への出荷を目指すものとしております。地域団体との連携を図りながら、子ども食堂や生活困窮者への配布も行う予定とお聞きしております。

次に、2 - 1089 及び 2 - 1090 につきましてです。借受人につきましては、11 月の全員協議会の中で報告をさせていただいた新規就農者でございます。認定に当たりましては、八木拓美委員や菱山委員、推進委員にも御協力をいただいていた方で

す。作付につきましては里芋を計画しておりまして、今後も経営拡大を予定しているということでございます。

最後に、2 - 1091と2 - 1092につきましてはです。借受人は解除条件付法人として新たに参入するもので、当法人につきましては、農地の運営などの農業関連事業を含む総合的なコンサルタントを事業内容とする会社です。作付につきましては、大根、里芋等、露地野菜を栽培していく計画となっております。今後も経営拡大を予定しているというものになります。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

19ページの2 - 1091、2 - 1092、この研究所は実際に経験があるんですか。耕作面積なしとなっておりますし、実際に経験があるのか、お話だけなのか。

事務局（松浦所長）

今回、日本パイ技術総合研究所さんは参入になっています。次長からお話をさせていただきましたが、もともと、農地の運営などのノウハウを実際に持っているところだとお伺いした中で、相模原市では新規参入をさせていただきたいということで。実際に今お話がありました点はこちらからも説明しましたが、今回については1,082㎡ということでもっと少ないですけれども、今後についても、事業の拡大で、周辺農地の借入れをしていきたくというような意向を持っているような話は聞いております。

以上です。

16番（藤村委員）

私が持っているのはこの資料しかなくて、耕作面積、既にやっている面積がなしと書かれているので、お話は分かりますけれども、実際のところどういうものかというのがよく分からない。

事務局（加藤主査）

こちらの法人につきましては、相模原市で、ここで耕作面積なしということで入って来られるんですけれども、農業の研修、技術を磨くということで、群馬で研修を受けている方がやっていると聞いております。

それと、このように権利をつけるのは今回初めてではあるんですけれども、市民農園のようなところの運営などでは、いろいろなところを管理するのを任されていた団体と聞いております。

以上でございます。

16番（藤村委員）

農業法人というか、法人の新規に参画というのは、耕作面積がなくてもいいわけですが、そういう意味では、農業委員会としては、しっかり見ていく必要があるということで質問しているわけで、今回は分かるし、あんまり大きくないので、これからということで見ていきたいと思っております。

以上です。

事務局（鈴木次長）

藤村委員がおっしゃっているとおり、解除条件付ですけれども、今回初めて参入してくる法人ですので、また、報告も年1回はもらっていくことになりましますし、また、法人の運営内容というのは、特に初めてですから確認していくことになるのかなと思っています。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第75号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第76号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第76号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、20ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第76号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-186は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年2月26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、21ページを御覧ください。案内図は19ページです。

整理番号2-186は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、耕作者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は1件で、1筆、面積は931㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第76号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 77号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 77号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31条の規定により議事参与が制限されますので、10番小林委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

10番 小林康史委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 10 議案第 77号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（加藤主査）

それでは、22ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 77号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 186 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19条第 3項の規定により令和 3年 2月 8日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 3年 2月 26日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23ページを御覧ください。案内図は 19ページを御覧ください。

整理番号 2 - 86 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から、利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1件で、1筆、面積は 931㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 77号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第77号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第77号の議事が終了いたしましたので、10番小林委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

10番 小林康史委員 議事参加

日程 1 1 報告第 6 2 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について

日程 1 2 報告第 6 3 号 非農地証明書の発行について

日程 1 3 報告第 6 4 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 4 報告第 6 5 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 1 報告第 6 2 号から日程 1 4 報告第 6 5 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

事務局（鈴木次長）

私から先に御説明をさせていただければと思います。総会資料の 2 4 ページから 2 6 ページを御覧ください。

市民農園の廃止についてでございますけれども、相模原市が特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に基づきまして、農業委員会の承認を経て、土地所有者から借受け、開設していた市民農園を廃止するものでございます。ここで相模原市から報告があったもので、廃止日は記載しているとおりでございます。廃止理由につきましては、契約の更新がなされなかったためでございます。

以上、補足をさせていただきます。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

1 1 番（齋藤委員）

今、鈴木次長が御説明された市民農園の廃止で、契約が更新されなかったということだけど、主な理由としては何ですか。

事務局（松浦所長）

日影原ラインガルテン研究会というところですけども、旧藤野町からこの場所をお借りしていたということで、その際には、2 年の自動更新の契約になっていました。相模原市と合併した後、平成 2 6 年に一度、契約の変更をされています。その際に、今まで無期契約だったものを有期契約に変えています。これは第三者である地主あるいは市、相手方の研究会、それぞれが納得した上で契約の変更をした中で、今度、この農園については、もしやるようでしたら 2 年ごとに契約の更新をしましょうということで変更したんですけども、2 年後に契約の更新が研究会からも出てこなかったのもので、自動

的にそれが切れたということです。

議長（八木会長）

齋藤委員、いかがですか。

11番（齋藤委員）

何か分かったような、分からないような、まあ、いいです。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

[なしの声]

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で日程11報告第62号から日程14報告第65号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第24回総会を終了いたします。